

【資料 3 - 1】

令和 2 年 2 月 17 日に開催した「茨城県央地域定住自立圏成年後見支援事業の実施に係る担当部署会議」（以下「担当部署会議」という。）において、これまで茨城県央地域定住自立圏成年後見支援事業の枠組みで実施してきた「広報機能」、「相談機能」及び「市民後見人養成（成年後見制度利用促進機能の一部）」に加え、令和 3 年度からは「中核機関」を位置づけ、「受任者調整等の支援等（成年後見制度利用促進機能の一部）」及び「後見人支援機能」を実施することにより、必要な人が成年後見制度を利用して本人らしい生活を守るための「地域連携ネットワーク」を構築する、との基本的な考え方をお示したところです。

今般、水戸市及び水戸市社会福祉協議会による協議を踏まえ、中核機関等の整備・運営方針（案）を作成したので、次のとおりお示します。

茨城県央地域定住自立圏成年後見支援事業を基盤とした 成年後見制度の利用促進を目的とする中核機関等の整備・運営等方針（案）

1 方針の目的

茨城県央地域定住自立圏構成市町村の住民が、判断能力が不十分な場合に、成年後見制度を活用しつつ、地域の人々と支えあいながら、住み慣れた地域で尊厳をもってその人らしく暮らせるよう、地域連携の仕組みである「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築するため、その構成要素である「中核機関」、「協議会」及び「チーム」の整備・運営等に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

2 基本的な考え方

既存の社会資源（組織、枠組み等）を最大限に活用する。

3 中核機関の整備・運営方針

(1) 中核機関の使命

成年後見制度の利用促進の中心的な役割を担う。

(2) 整備

中核機関の機能を多機関（各市町村、水戸市社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会）に分散して整備する。

(3) 運営方針

別表のとおり

(4) 留意事項

中核機関は市町村の責任において設置するものであることから、水戸市社会福祉協議会が担う中核機関の機能については「委託」による実施が望ましいものの、現行、水戸市社会福祉協議会が実施する県央地域成年後見支援事業は補助事業である。現行の形態を継続しつつも、市町村の中核機関の設置責任を明確にするため、各市町村と水戸市社会福祉協議会が覚書を交わすなど何らかの対応が必要である。

4 協議会の具体化の方針

(1) 設置

茨城県央地域定住自立圏を対象範囲とする協議会を設置する。

(2) 名称

(仮称) 茨城県央地域権利擁護地域連携ネットワーク協議会

(3) 役割

被後見人等を日常的に支援する「チーム」に対し専門職団体や関係機関が必要な支援が行えるよう、各市町村が把握した成年後見制度利用促進に係る課題等を実務者レベルで検討・調整する。

(4) 構成

家庭裁判所，弁護士会，司法書士会，社会福祉士会，行政書士会，税理士会，司法支援センター，水戸市消費生活センター，県銀行協会，県警察，県医師会，市町村，市町村社会福祉協議会

(5) 事務局

水戸市

(6) 会議の開催頻度

年2回程度

(7) 留意事項

各自治体を対象範囲とする協議体については、設置の是非及び構成等について各自治体において検討されたい。

5 チームの具体化の方針

(1) 役割

日常的に本人を見守り，本人の意思や状況を継続的に把握し，必要な対応（後見等開始前においては，権利擁護支援が必要な人を適切な支援に結び付けること，後見等開始後においては，地域の関係者と後見人等の協力による身上保護を重視した支援）を行う。

(2) チームの捉え方

「地域ケアチーム」や「在宅ケアチーム」などと称されている、親族、保健・医療・福祉サービス関係者及び地域住民等が参画するマイクロレベルのネットワークに、後見人等や金融機関職員などの関係者を加えたものを権利擁護支援に係るチームと捉える。

(3) チームの支援

チームの支援については、中核機関の職員や弁護士等の専門職がサービス担当者会議等に赴き助言・指導等を行う、などの方法が想定される。

6 年度別計画（【凡例】 ←⋯⋯→ : 検討, ←→ : 実施）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
広域連携の枠組み		茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン		不明		
各種計画	国	成年後見制度利用促進基本計画		不明		
	市町村	成年後見制度利用促進計画【※計画期間は市町村ごとに異なる】				
		老人福祉計画・介護保険事業計画	第7期	第8期		
		障害福祉計画	第5期	第6期		
定住自立圏共生ビジョン	成年後見制度の普及啓発		←→			
	成年後見制度の利用支援		←→			
	市民後見人の養成及び活動支援		←→			
	成年後見制度法人後見支援		←→			
	法人後見の受任		←→			
	県央地域成年後見支援事業の運営支援		←→			
中核機関の機能	① 広報機能		←→			
	② 相談機能		←→			
	③ 成年後見制度利用促進機能	受任者調整等	←⋯⋯→ ←→			
		担い手育成等	←→			
		制度への円滑移行等	←→			
④ 後見人支援機能		←→				